

返還免除対象業務について

《介護業務について》

●老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 特別養護老人ホーム 指定居宅サービス（訪問介護） 指定介護予防居宅サービス 指定通所介護 指定介護予防通所介護 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定地域密着型サービス 指定夜間対応型訪問介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定複合型サービス 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス） 有料老人ホーム 介護老人保健施設	<p>従業者のうち、その主たる業務が介護等である者</p> <p>例 介護職員 訪問介護員、ホームヘルパー等 介護従業者 介助員 支援員など</p>

● 障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
<p>障害福祉サービス事業のうち下記事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 生活介護 ・ 短期入所 ・ 共同生活介護（ケアホーム） ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 療養介護 <p>身体障害者更生援護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生施設 ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設 <p>身体障害者福祉工場</p> <p>知的障害者援護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生施設 ・ 知的障害者授産施設 ・ 知的障害者通勤寮 <p>知的障害者福祉工場</p> <p>精神障害者社会復帰施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活訓練施設 ・ 精神障害者授産施設 ・ 精神障害者福祉工場 <p>地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設</p> <p>児童デイサービスを行っている事業所</p> <p>在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設</p> <p>知的障害者通所援護事業を行っている施設</p> <p>移動支援事業</p> <p>身体障害者自立支援事業</p> <p>日中一時支援事業</p> <p>生活サポート事業を行っている施設</p> <p>身体障害者自立支援事業</p> <p>日中一時支援事業</p> <p>生活サポート事業</p>	<p>従業者のうち、その主たる業務が介護等である者</p> <p>例 介護職員 世話人 生活支援員 指導員など</p>

● 児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
障害児通所支援事業を行う施設 児童発達支援センター及び障害児入所施設 ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 重症心身障害児施設 ・ 重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員 例 保育士 介助員 看護補助者など

● 生活保護法関係施設・事業

施設・事業種類	職種
救護施設及び更正施設	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 介護・介助員など

● その他の社会福祉施設

施設・事業種類	職種
地域福祉センターの職員 隣保館デイサービス事業 介護等の便宜を供与する事業 ・ 個人の家庭において就業する家政婦 ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 労災特別介護施設	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 介護・介助員 看護補助者 個人の家庭において介護等の業務を行う家政婦など

● 病院・診療所（医療法、健康保険法等に基づく）

施設・事業種類	職種
指定介護療養型医療施設 病院又は診療所 病棟等のうち、介護力を強化したもの ・ 精神病床により構成される病棟等 ・ 療養病床により構成される病棟等 ・ 一般病床により構成される病棟等	主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 看護補助者 看護助手など

「相談援助業務について」

●第1号 地域保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
保健所	精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士 母子生活支援施設
母子生活支援施設	母子支援員 少年指導職員（少年を指導する職員） 個別対応職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導担当職員 児童発達支援管理責任者
児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
児童家庭支援センター	児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
病院及び診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の ・精神保健福祉相談員 ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
救護施設及び更正施設	生活指導員

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
福祉に関する事務所	指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員） 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 専任の家庭相談員 面接相談員 専任の婦人相談員

	専任の母子自立支援員
--	------------

●第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
婦人相談所	相談指導員 判定員 専任の婦人相談員

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員 主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
母子福祉センター	母子の相談を行う職員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
介護保険施設 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設)	生活相談員・支援相談員 介護支援専門員
指定介護療養型医療施設	生活相談員 介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
障害者支援施設	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人

身体障害者更生援護施設	生活支援員 指導員
精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人
知的障害者援護施設	生活支援員
障害福祉サービス事業	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設 （介護保険法） ・指定居宅サービス ・指定地域密着型サービス ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・指定介護予防サービス ・介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
介護保険法に基づく ・通所介護を行う施設 ・介護予防通所介護を行う施設 ・指定短期入所生活介護を行う施設 ・短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・指定通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護を行う施設	生活相談員 支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーター オペレーションセンター従業者
介護保険法に基づく ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護	生活相談員 介護支援専門員

・ 指定複合型サービス	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
高齢者生活福祉センター運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
障害福祉サービス事業のうち ・ 短期入所 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 共同生活介護 ・ 共同生活援助 ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員
児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
障害者相談支援事業障害児等療育支援事業を行っている施設（「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記7（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記7（9）に基づく「日中一時支援事業」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障	相談援助業務を行っている専任の職員

害児等療育支援事業」を行っている施設)	
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関（児童福祉法）	児童指導員 保育士
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
知的障害者福祉工場（「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場）	相談援助業務を行っている専任の指導員
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員 （「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員）
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
障害者雇用支援センター	業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 生活支援担当職員 （「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員）
乳児院（児童福祉法）	児童指導員 保育士 個別対応職員

	家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員・指導員
子育て短期支援事業を行っている ・ 児童養護施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院及び保育所等	相談援助業務を行っている専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談援助業務を行っている専任の相談員
一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 (「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日付け雇児発第0930号第1号)別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設(「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(平成20年11月28日付け雇児発第1128003号)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設及び「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日付け児発第396号)別添9(地域子育て支援拠点事業実施要綱)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設を含む。)	相談援助業務を行っている専任の職員
授産施設及び宿所提供施設(生活保護法)	指導員
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
都道府県社会福祉協議会	専門員 (「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(日常生活自立支援事業実施要領)5に規定する専門員)
市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている専任の職員 (「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている専任の職員)

地方更生保護委員会及び保護観察所 (更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所)	保護観察官
更生保護施設	補導主任 補導員
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員